

消防危第214号
令和5年7月7日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公印省略)

鋼板製の筐体で覆われる車載用リチウムイオン蓄電池に係る指定数量について

電気自動車の動力源となるリチウムイオン蓄電池（以下「車載用リチウムイオン蓄電池」という。）について、関係団体による実験結果等を踏まえ、その運用について下記のとおり取りまとめたので、十分配慮されるようお願いします。

また、各都道府県消防防災主管部長においては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 電気自動車の製造等に伴い一時的に建築物内に置く必要がある車載用リチウムイオン蓄電池について、当該車載用リチウムイオン蓄電池等の状況が次の（1）から（3）の要件に該当する場合は、当該車載用リチウムイオン蓄電池が含有する危険物については、指定数量の倍数の合算に含めないと取り扱うこととして差し支えないこと。

（1）車載用リチウムイオン蓄電池は、次によること。

- ア 鋼板製の筐体で覆われているものであること。なお、「鋼板製の筐体で覆われているもの」については、内部セル電池が全て鋼板性の筐体で覆われ、密閉されているものをいい、筐体の接合部等のシール剤の素材が樹脂材料であるものを含むものとする。
- イ 一の車載用リチウムイオン蓄電池が含有する危険物の量は指定数量未満であること。
- ウ 充電率が30%を超えないものであること。

（2）車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵方法は、次によること。

- ア 車載用リチウムイオン蓄電池の相互の間隔は水平方向に640mm以上、鉛直方向に2,000mm以上であること。

- イ 車載用リチウムイオン蓄電池と建築物の壁との間隔は 400mm 以上であること。
- ウ 車載用リチウムイオン蓄電池と建築物の天井（天井がない場合にあっては屋根又は上階の床。以下同じ。）との間隔は鉛直方向に 2,000mm 以上であること。
- エ 車載用リチウムイオン蓄電池と他の可燃物とは当該可燃物の性状等に応じた十分な離隔距離を設ける等、相互の延焼を防止するための措置が講じられていること。

(3) 車載用リチウムイオン蓄電池を置く建築物は、当該建築物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしたものであること。

2 その他

次の車載用リチウムイオン蓄電池については、本通知にかかわらず、それぞれ該当する通知の運用によること。

- ア 「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」（平成 23 年 12 月 27 日付け消防危第 303 号）の第 2 に適合するもの
- イ 「車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について」（令和 4 年 12 月 26 日付け消防危第 295 号）の 1 及び 2 に適合するもの

<連絡先>

消防庁危険物保安室

担当：千葉、北中、瀬濤、日下、渥美

TEL : 03-5253-7524

E-mail : fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp